

説明資料

〔税財政の現状等について〕

令和4年8月5日（金）

財務省

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。

こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。

経済社会の構造変化

1. 人口減少・少子高齢化：

人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。

2. 働き方やライフコースの多様化：

非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。

3. グローバル化の進展：

我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。

4. 経済のデジタル化：

オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。

5. 財政の構造的な悪化：

税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄っておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

1. 人口減少・少子高齢化への対応

- ・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
- ・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
- ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
- ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

- ・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
- ・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
- ・各種の贈与税非課税措置（時限措置）は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。

令和時代の税制のあり方

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(1) グローバル化に対応した法人課税のあり方

- ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
- ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
- ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。

(2) 国際的な租税回避への対応

- ・BEPS(税源浸食・利益移転)への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。

(3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

- ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。

(4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

- ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。

(5) 気候変動問題等への対応

- ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。

令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

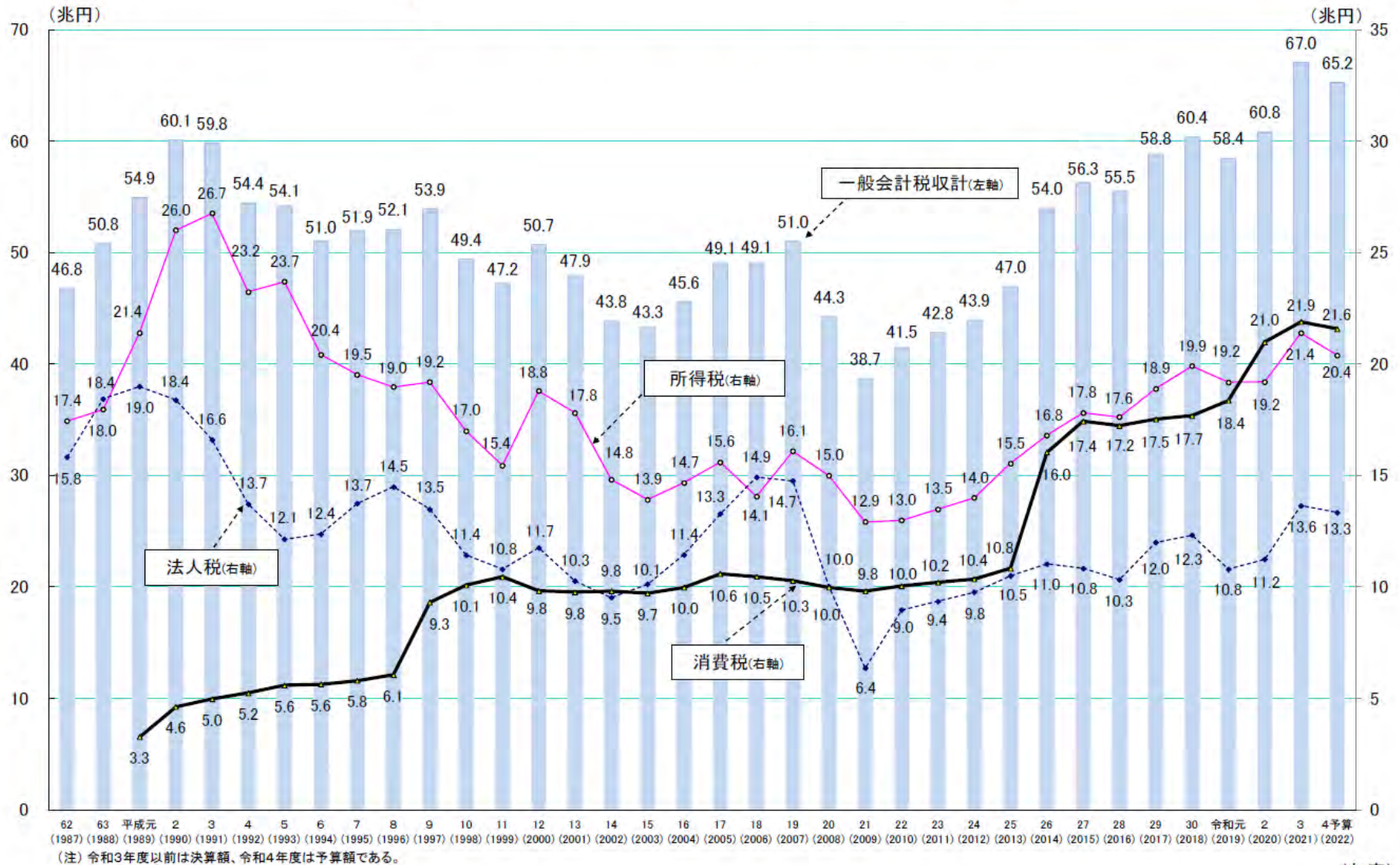
- ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討すべき。
- ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。

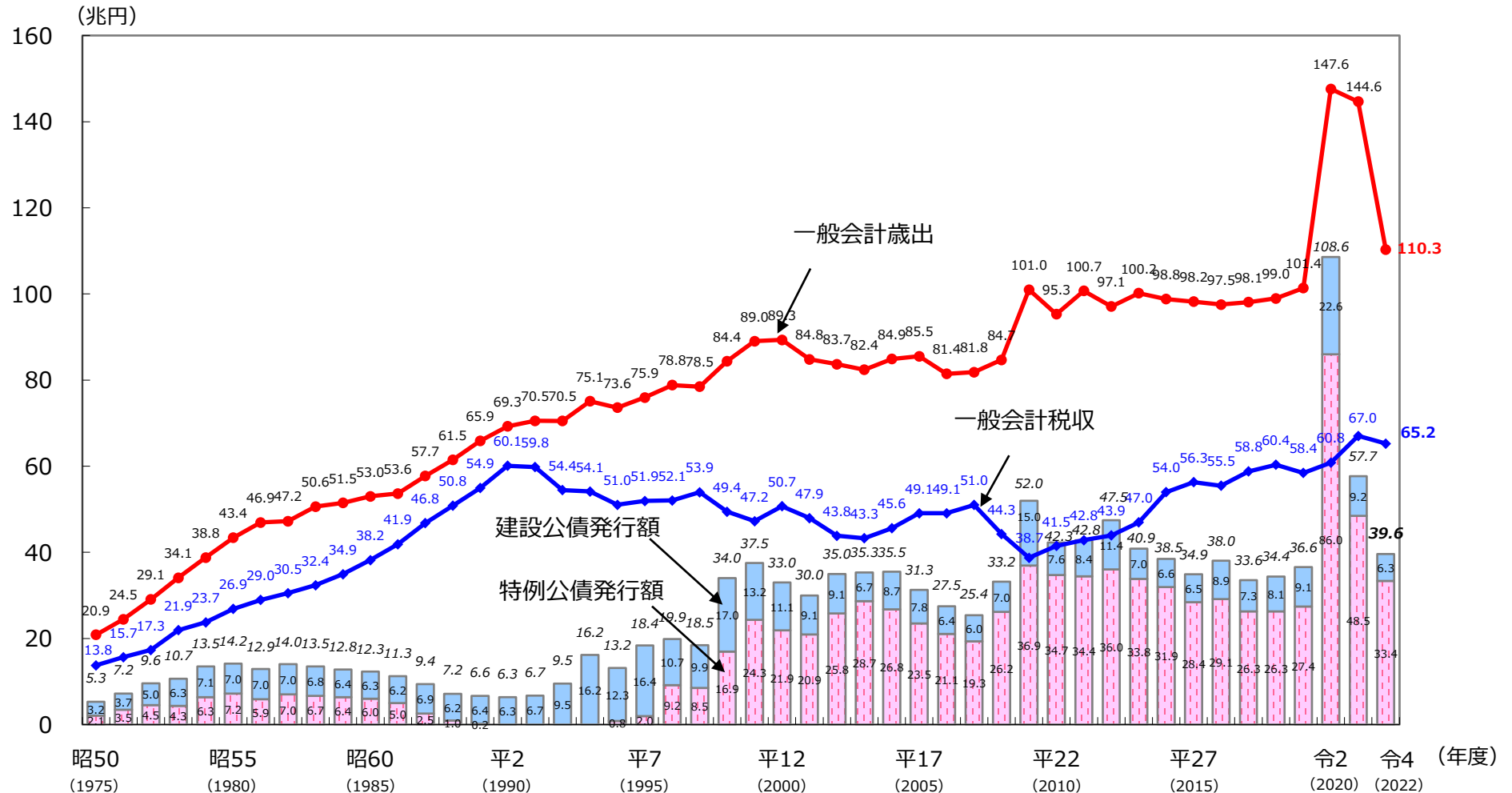
一般会計税収の推移

○ 令和3年度一般会計税収の決算額は、好調な企業収益や雇用・賃金の緩やかな増加を背景に過去最高を更新。



一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

○ 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いており、令和2年度以降、感染症への対応のため、歳出が大幅に拡大している。



(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。

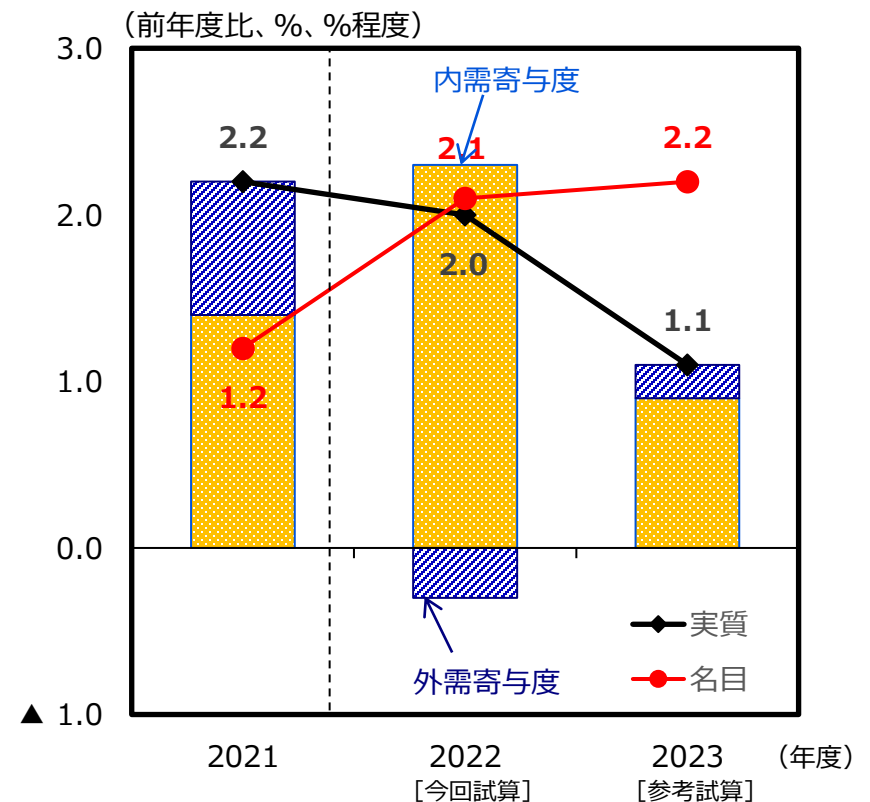
(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現するための年金特別公債を除いている。

- 2022年度は、海外経済の減速等により外需が押下げ要因となる一方、コロナ禍からのサービス消費の回復が見込まれること等により、GDP成長率は実質で2.0%程度、名目で2.1%程度と見込まれる。
- 2023年度は、コロナ禍からの回復ペースが巡航速度に戻る中で、消費と投資が着実に増加していくことにより、GDP成長率は実質で1.1%程度、名目で2.2%程度と見込まれる

○主要経済指標

	2021年度	2022年度		2023年度
	実績 (%)	政府経済見通し (%程度)	今回試算 (%程度)	参考試算 (%程度)
実質GDP	2.2 537.4兆円	3.2 556.8兆円	2.0 548.4兆円	1.1 554.7兆円
民間消費	2.6	4.0	3.6	2.0
民間企業設備	0.8	5.1	2.2	3.9
内需寄与度	1.4	3.0	2.3	0.9
外需寄与度	0.8	0.2	▲ 0.3	0.2
名目GDP	1.2 541.8兆円	3.6 564.6兆円	2.1 553.1兆円	2.2 565.1兆円
GDPデフレーター	▲ 1.0	0.4	0.0	1.0
消費者物価(総合)	0.1	0.9	2.6	1.7
完全失業率	2.8	2.4	2.4	2.3

○GDP成長率と寄与度



「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

※ 令和4年7月29日 経済財政諮問会議提出 (内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ①「成長実現ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現。
- ②「ベースラインケース」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移。

○ 財政前提

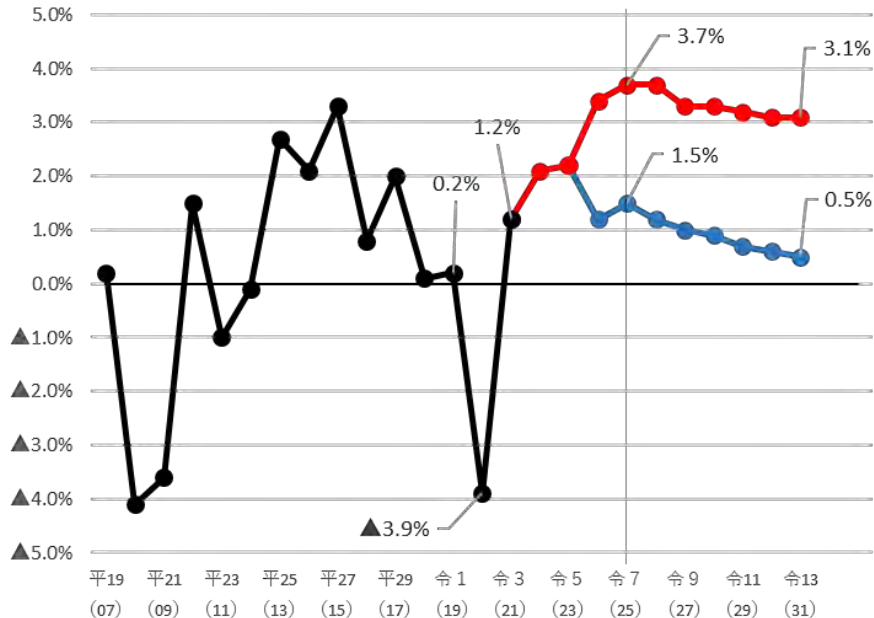
- 令和4(2022)年度：令和4年度補正予算等を反映。
- 令和5(2023)年度：高齢化等を除く歳出は、これまでの歳出効率化努力を継続した場合の半分程度の歳出の伸びの抑制を仮定して機械的に計算。
公的固定資本形成は、内閣府年央試算に基づき、名目値で実績期間の過去5年間の平均並みと仮定。
- 令和6(2024)年度以降：社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

試算結果のポイント

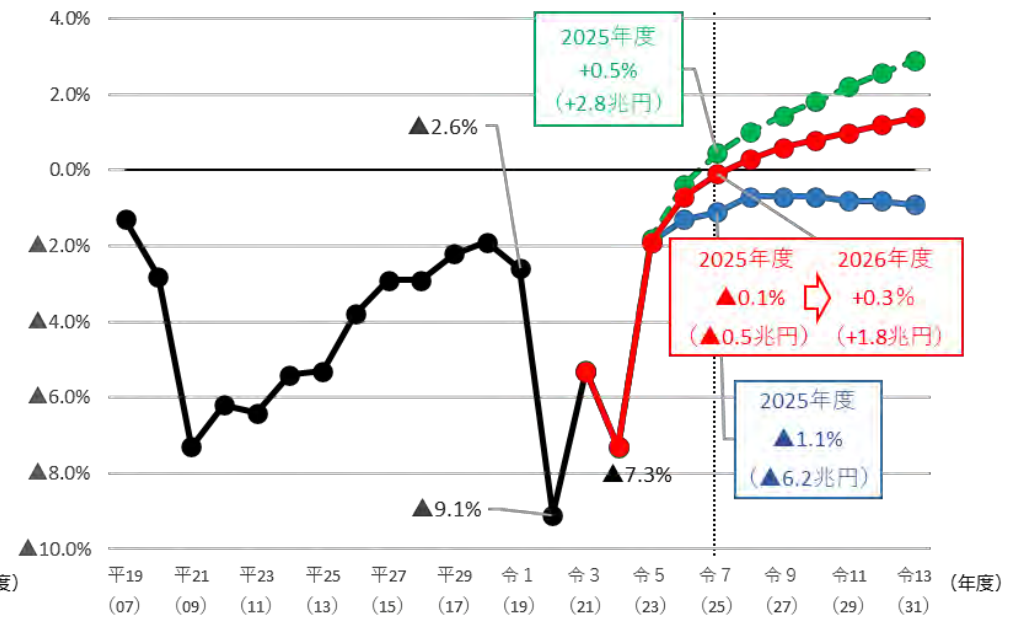
○ 2022(令和4)年度の国・地方PB：**▲40.6兆円(対GDP比▲7.3%)**(①②共通)

○ 2025(令和7)年度の国・地方PB：①**▲0.5兆円(対GDP比▲0.1%)** ②**▲6.2兆円(対GDP比▲1.1%)**

<名目経済成長率>



<国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)>



● 成長実現ケース ● 成長実現ケース(骨太方針に基づく取組を継続した場合) ● ベースラインケース

経済財政運営と改革の基本方針2022

I. 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

・我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の上昇、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、**内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。**

・**世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。**

【第1段階】総合緊急対策を講ずることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。**予備費の活用等により**予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民生活の安心を確保。**

【第2段階】骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画を**ジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。**

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める**経済財政運営の枠組みを堅持**。民需主導の自律的な成長に向け、**躊躇なく機動的なマクロ経済運営**を行う。

・持続可能な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。**経済あつての財政**であり、**経済をしっかり立て直す**。そして、**財政健全化**に向けて取り組む。

II. 新しい資本主義に向けた改革

- **社会課題の解決に向けた課題それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ**
- **官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現**

新しい資本主義に向けた重点投資分野

1. 人への投資と分配

- ・スキルアップ、多様な働き方の推進
- ・質の高い教育
- ・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国加重平均1000円以上）
- ・「資産所得倍増プラン」（NISAの抜本拡充、DeCo制度の改革等）

2. 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への投資の抜本拡充

3. スタートアップ（新規創業）への投資

- ・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）

4. グリーン転換（GX）への投資

- ・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンプライシング構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討

5. デジタル転換（DX）への投資

- ・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

社会課題の解決に向けた取組

● 民間による社会的価値の創出

- ・PPP/PFIの活用による官民連携の推進
- ・社会的インパクト投資、共助社会づくり
- ・イノベーションを促す競争環境の整備

● 包摂社会の実現

- ・少子化対策・こども政策、女性活躍
- ・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援

● 多極化・地域活性化の促進

- ・デジタル田園都市国家構想
- ・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
- ・多極化された仮想空間
- ・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
- ・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興

● 経済安全保障の徹底

III. 内外の環境変化への対応

国際環境の変化への対応

● 外交・安全保障の強化

- ・国際秩序を守るため外交・安全保障双方の大幅強化
- ・将来にわたり我が国を守り抜く防衛力の構築（5年以内に抜本強化）

● 経済安全保障の強化

- ・経済安全保障推進法の着実な施行

● エネルギー安全保障の強化

- ・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用

● 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

- ・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進（2030年5兆円目標）、スマート農林水産業

● 対外経済連携の促進

- ・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
- ・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
- ・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

IV. 中長期の経済財政運営、V. 令和5年度予算編成に向けた考え方

- ・**財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。**ただし、**マクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。**状況に応じ**必要な検証を実施。**
- ・**官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。**
- ・**全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。**
- ・令和5年度予算において、**骨太方針2022・2021に基づき、経済・財政一体改革を推進。**ただし、**重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。**

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（税制改革）

経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2021等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

（参考）骨太方針2021（抜粋）

働き方・ライフコースの多様化を踏まえた公平で中立的な税制の構築や格差の固定化防止等の観点から、引き続き税制改革等を推進する。適正・公平な課税の実現による税に対する信頼の確保、社会全体のコスト削減、企業の生産性向上等の観点から、適切な所得等の把握のための環境整備、記帳水準の向上、税務手続の電子化等の促進など、**制度及び執行体制の両面からの取組を強化**する。**経済のデジタル化に対応した国際課税ルール見直し**につき国際合意に向け貢献する。

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

第1章で述べた時代認識とそれに対して必要な取組や政策の方向性を踏まえ、持続可能な経済財政運営を行う。

まずは、急激な輸入物価上昇の中であって、安定的な物価上昇の下での持続的かつ力強い経済成長の実現が重要であり、第1章で述べた経済財政運営に関する枠組みの下、「成長と分配の好循環」を拡大する。特に、資本主義のバージョンアップに向けて、社会課題の解決に向けた官民連携を成長の源泉とする。このための計画的な重点投資、規制・制度改革を通じて力強い成長を取り戻すとともに、分配戦略により成長の果実を幅広く行き渡らせる。

その際、予算の単年度主義の弊害を是正する。**税制の将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用する**。また、成長と分配の好循環に資する官民投資に重点化し、構造変化を促すインセンティブ・仕組みを構築するとともに、個々の予算を効果的・効率的なものとし、成果の検証の強化を進める。

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、**抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進**、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、**NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充**や、**高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革**、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（4）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したグリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。

同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、**将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」**により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討していく。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（少子化対策・こども政策）

こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、**応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ**、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。**安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。**

（女性活躍）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」に基づき、「新しい資本主義」の中核に位置付けられた「女性の経済的自立」を実現するため、男女間の賃金格差の解消に向けて大企業に男女間の賃金格差の開示を義務付けるとともに、「女性デジタル人材育成プラン」を着実に実行する。また、同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善する。**女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等の検討を進める。**

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（3）多極化・地域活性化の推進

（中堅・中小企業の活力向上）

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM & Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進する。あわせて、**2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行う**ほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

新しい資本主義実現会議（令和3年10月～令和4年6月、計9回開催）

1. 趣旨

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。

ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官

構成員 財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び内閣総理大臣が指名する有識者

3. 有識者構成員（15名）

翁 百合（㈱日本総合研究所理事長）

川邊 健太郎（Zホールディングス㈱代表取締役社長）

櫻田 謙悟（経済同友会代表幹事）

澤田 拓子（塩野義製薬㈱取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長）

渋澤 健（シブサワ・アンド・カンパニー㈱代表取締役）

諏訪 貴子（ダイヤ精機㈱代表取締役社長）

十倉 雅和（日本経済団体連合会会長）

富山 和彦（㈱経営共創基盤グループ会長）

平野 未来（㈱シナモン代表取締役社長CEO）

松尾 豊（東京大学大学院工学系研究科教授）

三村 明夫（日本商工会議所会頭）

村上 由美子（MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー）

米良 はるか（READYFOR ㈱代表取締役CEO）

柳川 範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

芳野 友子（日本労働組合総連合会会長）

I. 資本主義のバージョンアップに向けて

「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現

新しい資本主義を貫く基本的な思想は、①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、である。

特に、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人々が成長の恩恵を受けられるようにするためには、人的資本蓄積・先端技術開発・スタートアップ育成という、市場だけでは進みにくい分野に対して、重点的に官民が連携し、大規模に実行を進める必要がある。このことは、少子高齢化の中で今後労働力人口が不足する我が国においては、決定的に重要である。

その際、男女間賃金格差の是正等を通じた経済的自立等、横断的に女性活躍の基盤を強化することで、日本経済・社会の多様性を担保し、イノベーションにつなげていくことも重要である。

加えて、いつでも、どこでも、だれでもが希望する働き方で働ける働き方の改革、子育て支援の充実、少子高齢化を迎えて国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現が求められるとともに、権力、資力、資源等が集中しない、Web3.0やブロックチェーン等の分権型の経済社会の追求も重要である。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、**必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。**この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

（1）賃金引き上げの推進

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業により積極的な賃金引き上げを支援するための環境整備として、**賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる**（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）**等、抜本的に拡充を図った。**全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、**本税制の一層の活用を促進する。**

（3）貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、**NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る**。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、**iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革**やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

（5）多様性の尊重と選択の柔軟性

③女性の就労の制約となっている制度の見直し等

女性の就労の制約となっている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。

2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

官が明確な国家戦略を示すことで、将来の成長期待を民間が共有できる等、新たな官民連携により、研究開発投資を活発化させ、社会的な投資効果を最大化する必要がある。

このため、民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

（2）付加価値創造とオープンイノベーション

②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

Ⅶ. 新しい資本主義実現に向けた枠組み

3. 経済財政運営の枠組み

経済財政運営の枠組みについては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の枠組みを堅持する。

厳しい財政状況の中で、財政の中長期的な持続可能性に留意しつつ、二つの意味で、改革を行う。

第一は予算の単年度主義。単年度主義の予算だけでは、国の長期的方向性が見えにくく、また予見可能性も少なく、国が将来の期待成長率を導き出すことも困難である。事業の性質に応じて基金等を活用して、予算単年度主義の弊害を是正する。

第二に、税制改正において、その将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用する。

全世代型社会保障構築会議（令和3年11月～令和4年5月、計5回開催）

1. 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議は、別紙1に掲げる者により構成し、全世代型社会保障改革担当大臣の下に開催する。
- （2）会議座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 座長及び構成員

座長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問

座長代理 増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

構成員(15名)

秋田 喜代美（学習院大学文学部教授）

落合 陽一（メディアアーティスト）

笠木 映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

香取 照幸（上智大学総合人間科学部教授/(一社)未来研究所臥龍代表理事）

菊池 馨実（早稲田大学法学学術院教授）

熊谷 亮丸（株大和総研副理事長）

権丈 善一（慶應義塾大学商学部教授）

國土 典宏（国立国際医療研究センター理事長）

高久 玲音（一橋大学経済学研究科准教授）

武田 洋子（三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門副部門長）

田辺 国昭（国立社会保障・人口問題研究所所長）

土居 丈朗（慶應義塾大学経済学部教授）

沼尾 波子（東洋大学国際学部国際地域学科教授）

水島 郁子（大阪大学理事・副学長）

横山 泉（一橋大学大学院経済学研究科准教授）

(参考) 全世代型社会保障の検討体制

全世代型社会保障構築本部 (総理・関係閣僚)

本部長:総理
副本部長:全世代型社会保障改革担当大臣
本部員:官房長官、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、少子化担当大臣
男女共同参画担当大臣

※令和4年1月28日に第1回を持ち回り開催、
令和4年5月17日に第2回を開催。

全世代型社会保障構築会議 (全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)・有識者)

※令和3年11月9日に第1回を合同開催、
令和4年3月9日に第2回、
令和4年3月29日に第3回、
令和4年4月26日に第4回、
令和4年5月17日に第5回を開催

有識者

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	権文善一	慶應義塾大学商学部教授	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
落合陽一	メディアアーティスト	國土典宏	国立国際医療研究センター理事長	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	◎ 清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団	沼尾波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
香取照幸	上智大学総合人間科学部教授/ 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事	高久玲音	一橋大学経済学研究科准教授	○ 増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授	武田洋子	三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門	水島郁子	大阪大学理事・副学長
熊谷亮丸	株式会社大和総研副理事長		副部門長(兼) 政策・経済センター長	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順 敬称略) ◎: 座長 ○: 座長代理

公的価格評価検討委員会

※令和3年11月9日に第1回を合同開催、
令和3年12月3日に第2回、
令和3年12月21日に第3回、
令和4年3月15日に第4回を開催。

有識者

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	権文善一	慶應義塾大学商学部教授	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授	○ 武田洋子	三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門	◎ 増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授

(五十音順 敬称略) ◎: 座長 ○: 座長代理

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

「課題と目指すべき方向」

- 「成長と分配の好循環」の実現のためには、**全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要**。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、**男女が希望どおり働ける社会**をつくる「**未来への投資**」として、「**子育て・若者世代**」への支援や、「**社会経済の変化に即応した社会保障制度**」の構築が重要。
- **包摂的で中立的な仕組み**とし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。



「今後の取組」

- **短期的及び中長期的な課題**について、「**時間軸**」を持って、**計画的に取り組む**。「**地域軸**」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、**能力に応じて皆が支え合い、人生のステージに応じて必要な保障を確保**することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、**国民的な議論を進めながら対策を進めていく**ことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育て・若者世代は、「**仕事か、子育てか**」の二者択一を迫られる状況が多い。「**仕事と子育ての両立**」の実現のため、**早急に是正されるべき**。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される**一元的な体制・制度の構築**、②働き方や子どもの年齢に応じて、**育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備**が望まれる。



- 改正育児・介護休業法による**男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認**のほか、**保育サービス整備**などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、**仕事と子育てを両立できる環境整備のため更なる対応策**について、**国民的な議論を進めていく**。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向け、**子ども・子育て支援の強化**を検討。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進めることが必要。
- 勤労者皆保険の実現に向けて取り組んでいくことが必要。



- 令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討。
- フリーランスなどについて、被用者性等をどう捉えるかを検討。その上で、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討。
- 女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていく。

4. 家庭における介護の負担軽減

- 今後、要介護高齢者が大幅に増加し、単身・夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下が予想される。
- 介護についても、仕事との両立が重要。
- 認知症の人の増加など。



- 圏域ごとの介護ニーズを踏まえたサービスの基盤整備、在宅高齢者について地域全体での基盤整備。
- 介護休業制度の一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症に関する総合的な施策を更に推進。要介護者及び家族介護者等への伴走型支援などの議論を進める。ヤングケアラーの実態を把握し、効果的な支援策を講じる。

5. 「地域共生社会」づくり

- **孤独・孤立や生活困窮**の人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送れる「**地域共生社会**」づくりに取り組む必要。
- 「**住まい**」をいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題。**制度的な対応も含めた検討**が求められる。



- ソーシャルワーカーによる**相談支援**、多機関連携による**総合的な支援体制**。**分野横断的な取組**を進める。
- 住民に身近な地域資源を活用しながら、**地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」**を強化。
- **住まい確保の支援のみならず、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援**の提供も含め検討。その際には、**空き地・空家の活用**やまちづくりなどの視点も必要。

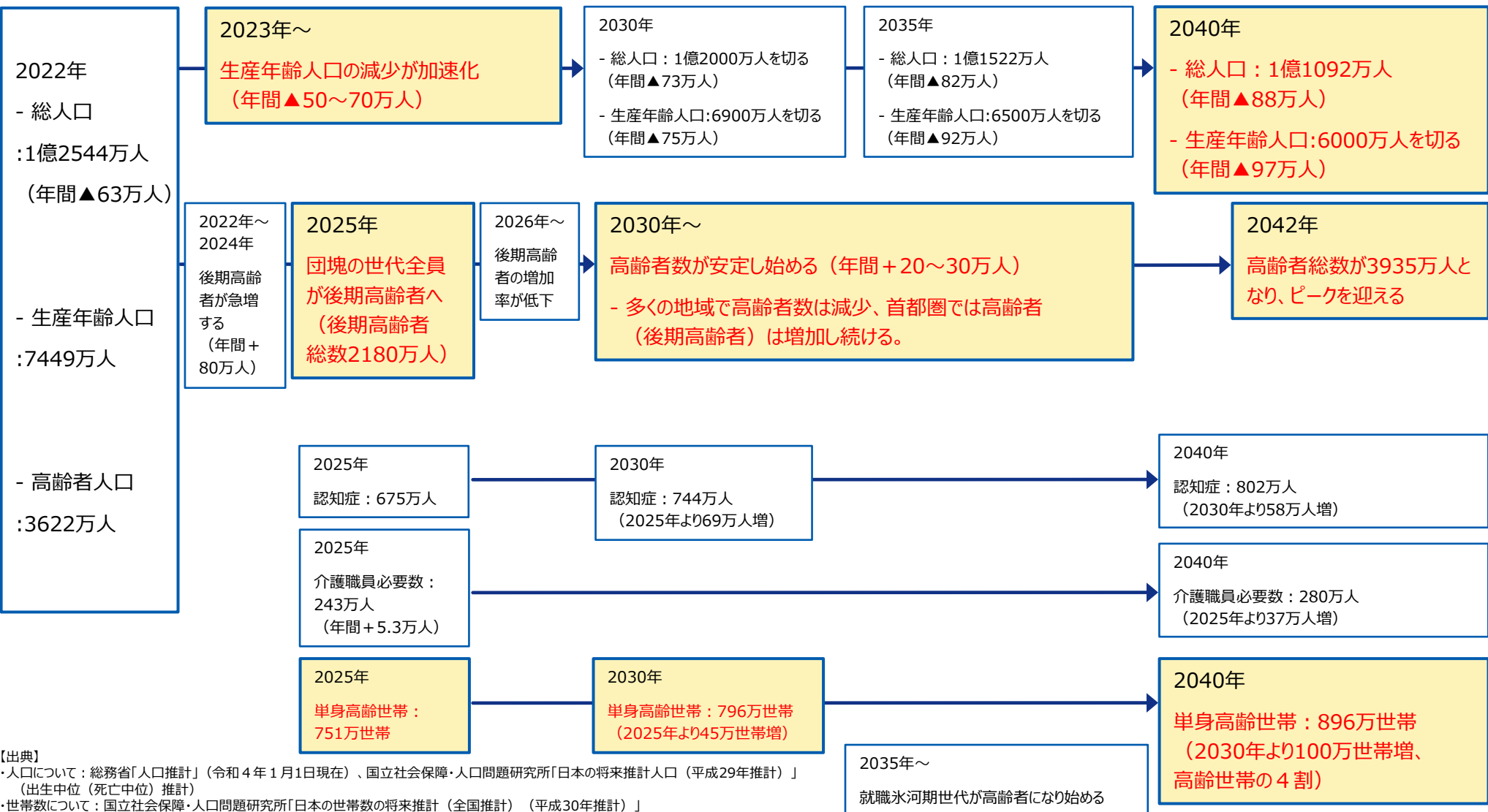
6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の**高齢化の進展**と**サービス提供人材の不足**を踏まえると、**医療・介護提供体制の改革**や**社会保障制度基盤の強化**は必須。
- コロナ禍により、地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかる課題に直面。**機能分化と連携を重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革**を進めるべき。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たす。
- サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点。



- 「**地域完結型**」の提供体制の構築に向け、**地域医療構想の推進**、**地域医療連携推進法人**の活用、**地域包括ケアシステムの整備**などを、**都道府県のガバナンス強化**など関連する医療保険制度等の改革と併せて着実に推進。
- **かかりつけ医機能が発揮される制度整備**を含め、**機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の改革**を推進。
- **地域医療構想**について、第8次医療計画策定とあわせて議論を進める。さらに2040年に向けバージョンアップ。
- **データ活用の環境整備**を進め、**個人・患者の視点に立ったデータ管理**を議論。**社会保障全体のDX**を進める。
- **ICTの活用**、**費用の見える化**、**タスクシェア・タスクシフティング**や**経営の大規模化・協働化**を推進。


(参考) 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



【出典】
 ・人口について：総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
 ・世帯数について：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」
 ・認知症について：厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
 ・介護職員数の必要数について：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

税制に関する広報について

- 近年の取組としては、①税制一般や毎年度の改正内容の周知・広報への動画の活用や、②特に、小中学生・子育て世代をターゲットとした新たな広報ツールを作成。
- 今後も、効果的な広報ツールの活用を進めるとともに、受け手である国民の方々の意見の聴取にも取り組む。

ターゲット	これまでの主な取組	今後の取組予定
小・中学生 & 子育て世代向け	<ul style="list-style-type: none"> ○うんこ税金ドリル（冊子・ゲーム）【R3.11】 ➢国税庁を通じ、租税教室で活用  ○「学研キッズネット（冬休み特集）」、「Yahoo!きっず」に税制に関する学習コンテンツを掲載【R3.12】 ○読売KODOMO新聞に税特集記事【R3.12】 ○花まる学習会×主税局、村尾信尚氏の対談セミナー【R3.6,9】 	<ul style="list-style-type: none"> ○うんこ税金ドリルの更新【R4.秋】 拡充 ○「学研キッズネット（夏休み特集）」に税制に関する学習コンテンツを掲載【R4.7 実施済】 拡充 ➢冬休みよりもコンテンツ数を増加 ○学研まんが「税金のひみつ」の作成【R5.3】 新規 ➢全国の小学校、図書館等に配布。電子書籍としてHPにも掲載。
国民一般向け	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度の税制改正内容の周知 ➢R3年度から、パンフレットに加え、動画を作成 ➢Web会議や配信も活用し、広く説明会等を実施 ➢R4年度は、主な改正項目の背景も含めて説明 ○「もっと知りたい税のこと」のパンフレット作成・動画化【R4.4】 ○税制メールマガジンの活用 ➢若手職員コラムの掲載等 ○講演資料等において、税制広報ページについても紹介 ○主税局幹部の名刺にQRコード（税制広報ページ）を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度税制改正内容の周知 継続 ○税制の広報活動の効果測定のため、アンケート調査を実施【R4.秋】 新規 ○「もっと知りたい税のこと」のパンフレット作成等【R5春】 継続 ○税制メールマガジンの活用 継続 ○講演資料等において、税制広報についても紹介 継続 ○主税局幹部の名刺にQRコードを掲載 継続 ○インフルエンサーの活用など、新規取組 検討

税に関する広報の取組事例

「もっと知りたい税のこと（令和4年6月）」



パンフレット



動画

- ※1 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中
- ※2 電子書籍化し、無料配信予定

「令和4年度税制改正」



パンフレット



動画

- ※ 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中

「財務省主税局×うんこドリル」



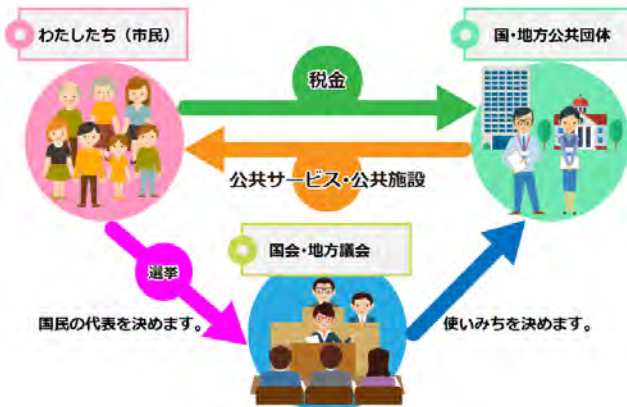
冊子



ゲーム

- ※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公表中

「外部サイトへのコンテンツ提供」



Yahoo!きっず

「租税教育」



【国税庁HP】
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/index.htm>

「税制メールマガジン」



メルマガ

税制メールマガジン

で

検索

【財務省HP】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazin/e/index.htm